

(その1)

令和 2 年分 (開催分) 収支報告書

1. 政治団体の名称 (ふりがな) もりたとしかずこうえんかい 森田としかず後援会

2. 主たる事務所の所在地 熊谷市久保島1003-2

3. 代表者の氏名 森田 俊和

4. 会計責任者の氏名 栗原 馨

事務担当者の氏名 田代 富保 (電話) 048-531-0334



政治団体の区分
 政党
 政治資金規正法第18条の2
 政党の支部
 政治資金団体の支部
 その他の政治団体

活動の区分
 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
 有
 無
公職の種類(現職・候補者の別)
衆議院議員 (現職・候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名
森田 俊和

国会議員関係政治団体の区分
 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
森田 俊和
公職の種類(現職・候補者の別)
衆議院議員 (現職・候補者等)

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード
100590

団体コード
208859

収受 入力 枚数
山本 15 Q

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1. 収支の総括表

	14	16	77	88
収 入 総 額	0	1	0	15,759,564
(前年からの繰越額)	0	2	0	5,459,447
(本年の収入額)	0	3	0	10,300,117
支 出 総 額	0	4	0	2,309,754
翌年への繰越額	0	5	0	13,449,810

## 2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	0	6	0	
員 数	0	7	0	

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	R E C No.			金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	300,110	
(うち特定寄附)	0	9	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0	10,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0	10,300,110	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0		
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0	0	
合 計 (ア+イ)	1	5	0	10,300,110	





10 13  
0 6 0 0

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人						
14	16	17	76	77	88	年月日	89	住	108	職	業	備考
		✓	福島	良浩	10,000	2.10.26	✓	熊谷市伊勢町258-2	✓	会社役員	✓	
		✓	石川	和男	8,370	2.11.12	✓	羽生市尾崎25-1	✓	会社役員	✓	
		✓	福島	良浩	10,000	2.11.24	✓	熊谷市伊勢町258-2	✓	会社役員	✓	
		✓	加藤	昭	12,000	2.12.3	✓	熊谷市妻沼東3-57	✓	会社役員	✓	
			櫻井	幸次	10,000	2.12.11		熊谷市葛和田1478-5		会社役員	✓	
		✓	福島	良浩	10,000	2.12.21	✓	熊谷市伊勢町258-2	✓	会社役員	✓	
800			この頁の小計		60,370	✓						
810			その他の寄附		23,000	✓						
900			合計		300,110	✓						

10 13  

0	6	2	0
---	---	---	---

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		政治団体		
14	16	17	76	77	88	89	108	備考
団体の名称			金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	
			国民民主党	10,000,000	2.9.4	東京都千代田区永田町1-11-1		玉木 雄一郎
8	0	0	この頁の小計		10,000,000			
8	1	0	その他の寄附		0			
9	0	0	合計		10,000,000			

1400

(その13)

## 3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						金	額	備	考
項	目	14	16	77		88			
1	経常経費	0	1	0		0			
(1)	人件費	0	1	0		0			
(2)	光熱水費	0	2	0		0			
(3)	備品・消耗品費	0	3	0		0			
(4)	事務所費	0	4	0		1,651,632	/		
	小計	8	0	0		1,651,632	/		
2	政治活動費	0	5	0		628,122	/		
(1)	組織活動費	0	5	0		628,122	/		
(2)	選挙関係費	0	6	0		30,000	/		
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費	0	7	0		0			
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0		0			
	イ 宣伝事業費	0	9	0		0			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5		0			
	エ その他の事業費	1	0	0		0			
(4)	調査研究費	1	1	0		0			
(5)	寄附・交付金	1	2	0		0			
(6)	その他の経費	1	3	0					
	小計	8	0	1		658,122	/		
	合計	9	0	0		2,309,754	/		

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬料	132,000	2.6.30	MMG税理士法人	熊谷市本石1-63	
会計業務事務手数料	23,000	2.7.31	栗原 馨	熊谷市久保島1623	
挨拶状発送料	28,833	2.9.3	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
プレス封入作業菓子代	18,111	2.9.22	三河屋	熊谷市宮町2-4	
両面テープ購入	81,000	2.9.27	楽天(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1	
モリモリプレス送付	27,580	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	16,660	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	156,579	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	21,280	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	76,300	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	71,540	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
モリモリプレス送付	680,067	2.9.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
ポスター貼付用木材	66,870	2.9.29	(株)セキチュー	群馬県高崎市倉賀野町4531-1	
この頁の小計	1,399,820				
その他の支出	251,812				
合計	1,651,632				

※ 経常経費(人件費を除く)の支出があつた資金管理団体のみ記載すること。



(その15)

NO 1

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 ( 行事費 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
羽生地区新春の集い施設利用料	11,370	2.1.20	羽生市民プラザ	羽生市上川俣891-3	
行田後援会世話人会議菓子代	12,500	2.2.2	(株) 田嶋製菓	鴻巣市北根1639	
妻沼後援会新春の集い案内状発送	17,885	2.2.5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
行田後援会新春の集い案内状発送	22,008	2.2.6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
集会案内状発送	31,841	2.2.14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
妻沼後援会集会中止案内状発送	19,845	2.2.25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
行田・加須集い中止案内発送	43,848	2.2.26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
案内状発送	24,291	2.3.17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
妻沼後援会幹事会菓子代	14,620	2.6.30	さわた本店	熊谷市妻沼1416	
秦地区幹事会茶菓代	11,318	2.7.18	てんのうだな	熊谷市葛和田848	
熊谷・妻沼地区幹事会案内状送付	10,147	2.8.21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
行田地区世話人会飲食代	30,000	2.8.29	串焼 和	行田市桜町2-17-17	
妻沼地区幹事会菓子代	19,980	2.9.1	さわた本店	熊谷市妻沼1416	
大里地区座談弁当代	12,600	2.9.6	(株) とうげ	熊谷市佐谷田90	
熊谷地区世話人会議菓子代	19,980	2.9.18	中家堂	熊谷市本町2-60	
この頁の小計	302,233				
その他の支出					
合計					

(その15)

NO 2

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 / ( 行事費 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
成田地区役員会菓子代	10,750	2.9.22	出川製菓(有)	熊谷市末広1-67	
大幡地区意見交換会菓子代	12,474	2.9.22	菓子処さわた籠原別府店	熊谷市別府1-29	
音響機器代	18,288	2.10.20	セイコーテクノ(株)	静岡県藤枝市青葉町2-3-4	
施設会場費	13,830	2.11.13	熊谷文化創造館	熊谷市拾六間111-1	
玉井連合会会長会議飲物代	16,500	2.11.23	みかわ	熊谷市小島708-1	
会長世話人会議弁当代	11,800	2.12.18	ほっともっと	熊谷市拾六間578-1	
会長会議・世話人会議	40,359	2.12.21	(有)三河屋	熊谷市宮町2-4	
この頁の小計	124,001				
その他の支出	201,888				
合計	628,122				



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 26 日 /

政治団体の名称 森田としかず後援会 /

会計責任者の氏名 栗原 馨 /



解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

※ 代表者の氏名

# 政治資金監査報告書

令和3年5月24日

森田としかず後援会

代表 森田 俊和 殿

登録政治資金監査人

本塚 英之



登録番号 第2575号

研修修了年月日 平成21年7月6日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、森田としかず後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、森田としかず後援会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、森田としかず後援会に係わる領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

森田としかず後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、森田としかず後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上